

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 31 日（火）第3097号の16



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）

（税務課取扱い） 1

規

則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 31 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第22号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第18条に次の1項を加える。

4 条例第55条第2項の規定により、法附則第11条の4第4項の規定に基づく改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の減額を受けようとする者が、申告書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 取得した住宅の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の新築年月日
- (5) 改修工事の内容及び費用の額
- (6) 住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日及び譲渡の対価の額
- (7) 住宅性能向上改修住宅を譲り受けた個人の氏名及び当該個人が居住の用に供した年月日
- (8) 減額を受けようとする税額
- (9) 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める事項

第18条の2中第9項を第10項とし，第4項から第8項までを1項ずつ繰り下げ，第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第55条第2項の規定により，法附則第11条の4第5項において準用する法第73条の25第1項の規定に基づく不動産取得税の徴収猶予を受けようとする者が，申告書に記載する事項は，次に掲げる事項とする。

- (1) 申告者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 取得した住宅の所在，家屋番号，種類，構造及び床面積
- (3) 当該住宅の取得年月日
- (4) 当該住宅の新築年月日
- (5) 改修工事の内容及び費用の額
- (6) 住宅性能向上改修住宅の譲渡予定年月日及び譲渡の対価の額
- (7) 住宅性能向上改修住宅を譲り受ける予定の個人の氏名及び当該個人が居住の用に供する予定年月日
- (8) 徴収猶予を受けようとする税額及び期限
- (9) 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める事項

第18条の4の表根拠規定の欄中「附則第11条の4第2項」の次に「及び同条第5項」を加える。

附則に次の1項を加える。

(自動車取得税証紙販売手数料の割合の特例)

6 第30条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の0.54」とあるのは、「100分の1.08」とする。

別記第74号様式中「附則第11条の4第2項」の次に「、附則第11条の4第5項」を加える。
別記第77号様式中

「3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得」を

「3 心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得

4 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡

の実施」に、

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施 設 の 所 在 地			
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円	減額を受けようとする税額	円
	施 設 の 取 得 年 月 日	年 月 日		
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人

を

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施 設 の 所 在 地			
	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円	減額を受けようとする税額	円
	施 設 の 取 得 年 月 日	年 月 日		
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲 渡 年 月 日	年 月 日	譲 渡 の 対 価 の 額	円
			譲り受けた個人の氏名	
譲り受けた個人が居住の用に供した年月日	年 月 日	減額を受けようとする税額	円	

に改める。

別記第78号様式(その2)中

「2 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施

3 被収用不動産等の代替不動産の取得 を

4 譲渡担保財産の取得 」

- 「 2 宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡
- 3 耐震基準不適合既存住宅に対する耐震改修の実施
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 5 譲渡担保財産の取得

の実施

に、

」

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

を

心身障害者を多数雇用する事業所の事業の用に供する施設の取得	施設の取得年月日	年 月 日	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等からの助成金の支給額	円
	常時雇用心身障害者数	人 (うち重度障害者数 人)	常時雇用労働者の総数	人
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日
宅地建物取引業者による既存住宅に対する住宅性能向上改修工事及び個人に対する譲渡の実施	改修工事対象住宅の新築年月日	年 月 日	改修工事の内容及び費用の額	円
	譲渡予定年月日	年 月 日	譲渡の対価の額	円
	譲り受ける予定の個人の氏名		譲り受ける予定の個人が居住の用に供する予定年月日	年 月 日
	徴収猶予税額	円	徴収猶予期限	年 月 日

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県税条例施行規則附則第 6 項の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の自動車取得税証紙の販売に係る自動車取得税証紙販売手数料について適用する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。